

対象となる病気・症状について

【受け入れられる病気】

風邪や消化不良等、子どもが日常にかかる病気

気管支炎・喘息

中耳炎・外耳炎

骨折や火傷などの外傷や伝染性膿痂疹(とびひ)

病名未確定時の症状(発熱・鼻汁・咳嗽・喘鳴・嘔吐・下痢・発疹など)

感染症疾患

突発性発疹 ・ 手足口病 ・ ヘルパンギーナ ・ 伝染性紅斑(リンゴ病)

隔離室対象感染症疾患

溶連菌感染症 ・ マイコプラズマ感染症 ・ RS ウイルス感染症 ・ ヒトメタニューモウイルス感染症

※1)インフルエンザ感染症(A・B) ・ ※2)アデノウイルス感染症(プール熱)

◎隔離室対応などその日の利用状況によって、お預かりができない場合があります

※1)インフルエンザ感染症受け入れ基準

インフルエンザウイルス流行期の病児保育室の運営について参照

※2)アデノウイルス感染症(プール熱)受け入れ基準

発熱・咽頭炎のみの症状の場合

- ・高熱であっても全身状態が落ち着いていれば隔離室で保育可能
- ・解熱後(37.5℃以下) 2 日(出席停止期間中)までは通常保育室で保育可

結膜炎症状がある場合

- ・結膜炎症状が消失していることの医師の証明が必要
- ・利用については医師の判断によるが、解熱後(37.5℃以下)2 日(出席停止期間中)までは隔離室で保育可能

【受け入れできない病気】

麻疹 ・ 風疹 ・ 水痘(水ぼうそう) ・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

流行性角結膜炎 ・ ※3)新型コロナウイルス感染症 ・ ノロウイルスとロタウイルス

※1)インフルエンザ感染症(A・B)急性期 ・ ※2)アデノウイルス感染症(結膜炎症状)

咳や喘鳴による呼吸困難がある ・ 嘔吐、下痢がひどい ・ 脱水症状がある

※ その他、医師より受け入れが不可能と判断された状態

※3)新型コロナウイルス感染症受け入れ基準

通園・通学の停止期間終了後、病後児として利用可能

*通園・通学の停止期間とは、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで